

## 都市計画の提案制度について

### 1. 概要

自主的なまちづくりの推進や地域の活性化を図りやすくするため、土地所有者やまちづくりNPO法人等が、一定規模(0.5ha)以上の土地について、土地所有者などの2/3以上の同意等一定の要件を満たした場合に、都市計画の決定や変更を提案することができる制度です。

### 2. 提案できる人

- (1)土地所有者、借地権者
- (2)まちづくりNPO法人
- (3)営利を目的としない公益法人

### 3. 提案できる都市計画

姫路市が決定または変更する都市計画については、原則としてすべての都市計画について提案することができます。

ただし、兵庫県が決定または変更する都市計画については、県知事に提案することになります。

### 4. 提案に必要な要件

- (1)0.5ha以上の一体的な区域であること。
- (2)都市計画に関する法令上の基準等に適合していること。
- (3)土地所有者等の2/3以上の同意があること。

「姫路市都市計画の提案に関する要綱」をご覧ください。

# 都市計画の提案制度フロー（姫路市決定）

